
プロジェクト	四半期報告書制度の見直しへの対応
項目	金融商品取引法の改正法案の概要及び（仮称）中間会計基準等の検討方針

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が、国会において成立した場合の四半期報告書制度の見直しについて、改正法案の概要をご説明するとともに、今後改正又は修正を行う会計基準等の検討方針についてご意見を伺うことを目的としている。

II. 新規テーマの内容

2. 2023 年 5 月 29 日に開催された第 502 回企業会計基準委員会において、改正法案が成立することを前提に、「四半期報告書制度の見直しへの対応」を企業会計基準委員会の新規テーマとすることを決定している。当該対応の内容としては、以下の会計基準等（合わせて「四半期会計基準等」という。）の改正又は修正が想定されている。
 - 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」
 - 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
3. 本プロジェクトは、改正法案が国会において成立することを前提としていたが、2023 年 6 月 21 日までの第 211 回国会において改正法案が成立せず、次期国会において継続審査することとされている¹。

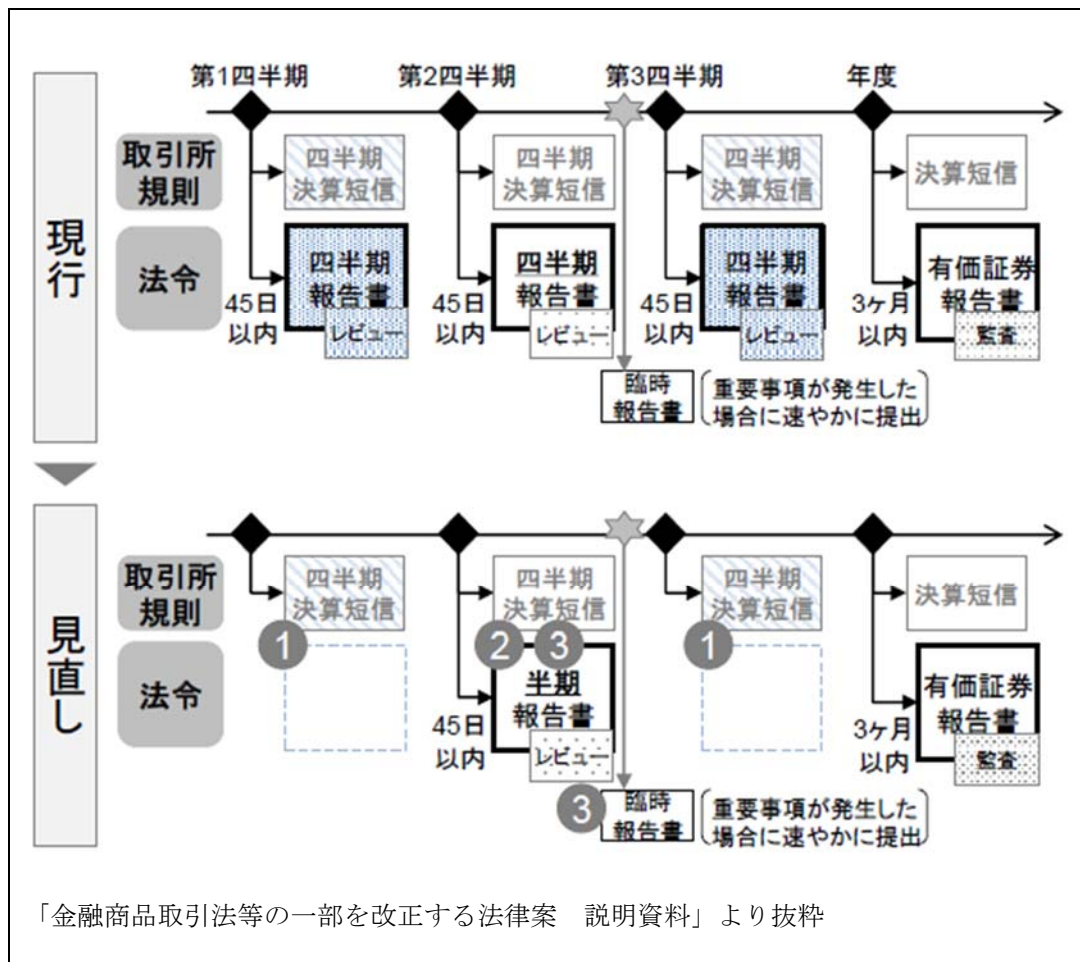
III. 改正法案の概要

4. 2022 年 12 月 27 日に金融審議会より公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（以下「DW 報告」という。）では、「金融商品取引法において、第 1・第 3 四半期報告書を廃止した後、上場企業は、開示義務が残る第 2 四半期報告書を、

¹ 2023 年 6 月 8 日に衆議院で可決され、2023 年 6 月 21 日に参議院で継続審査の採決がなされている。

同法上の半期報告書として提出することとなる」²としている。これを踏まえ、改正法案では、四半期報告書制度に関する条項が削除され、半期報告書に関する条項が改正されている（法律案要綱については別紙参照）。また、金融庁が公表している改正法案の説明資料では、「見直し後の半期報告書については、現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容」とするとされている³。これらを前提とした現行の企業開示制度と、改正法案における企業開示制度のイメージは、以下のとおりである。

図1



5. ここで、現行の四半期報告書制度においては、上場会社等について特定事業会社⁴（銀行・保険会社等）とそれ以外の会社に区分した上で、いずれも四半期報告書を提出し

² DW 報告 I . 1. (6) 参照

³ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」4 頁参照。なお、上場会社等の半期報告書の記載事項については、改正法案第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号及び第 2 号の中欄において、内閣府令で定める事項とされている。したがって、半期報告書の記載事項の詳細は、今後公表される内閣府令案において、明らかにされるものと考えられる。

⁴ 企業開示府令第 4 号の 3 様式記載上の注意(5)において、企業開示府令第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業（銀行法、保険業法及び信用金庫法の特定の条項で定める業務に係る事業）を行う会社を特定事業会社と定義している。

なければならないとしている（金融商品取引法第24条の4の7第1項参照）。また、現行の四半期報告書制度と会計基準との関係において、特定事業会社の第2四半期については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成が求められる⁵ため、中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解（以下合わせて「中間作成基準等」という。）が適用され、それ以外の四半期については、四半期会計基準等が適用されるという関係にある。さらに、上場会社等以外の会社（以下「非上場会社」という。）については、四半期報告書を任意に提出することができる⁵とされている（金融商品取引法第24条の4の7第2項参照）。

6. 改正法案における半期報告書制度においても四半期報告書制度と同様に、上場会社等については、「金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社」と、それ以外の会社で別々の規定に基づき半期報告書を提出することとされ、非上場会社が任意で上場会社等の規定に従い半期報告書を提出することが認められている（改正法案第24条の5第1項参照）。なお、現時点で改正法案が成立しておらず、関連する内閣府令案が公表されていないため、以下の前提を置いて検討を行う。

- (1) 「金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社」については、現行の企業開示府令における特定事業会社が該当する。

- (2) 特定事業会社の半期報告書制度については、中間作成基準等が適用される。

7. 前項を前提とした場合の中間会計期間について、現行と改正法案における会計基準等との関係は図2のとおりである（改正法案において（特定事業会社以外の）上場会社等及び（上場会社等の制度を適用する特定事業会社以外の）非上場会社の半期報告書に適用される会計基準等を、以下「(仮称) 中間会計基準等」という。）。

⁵ 企業開示府令第4号の3様式記載上の注意(30)参照

図 2

		適用される会計基準等	
		現行	改正法案
上場会社等	特定事業会社 以外	四半期会計基準等	(仮称) 中間会計基準 等 (改正検討対象)
	特定事業会社	中間作成基準等	中間作成基準等
非上場会社(原則)		中間作成基準等	中間作成基準等
非上場会社 (上場会社等の制度 を適用する場合)	特定事業会社 以外	四半期会計基準等	(仮称) 中間会計基準 等 (改正検討対象)
	特定事業会社	中間作成基準等	中間作成基準等

IV. 事務局の提案

(仮称) 中間会計基準等の適用範囲

8. 金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱⁶では、「上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし（四半期報告書制度の廃止）、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付ける」とされている。これまで当委員会では、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の開発を行っていることから、まず改正法案に合わせて金融商品取引法上の半期報告書において開示される中間連結財務諸表又は中間財務諸表に関する会計基準等の開発を行うことが考えられる。
9. ただし、本資料の第7項の図2に記載のとおり、改正法案において、特定事業会社及び上場会社等の制度を適用しない非上場会社については、従前どおり既存の中間作成基準等を適用して半期報告書を提出することが想定されている。このため、既存の中間作成基準等の改正は行わず、改正法案により新たに半期報告書を提出することとなる以下の会社に適用される会計基準等を、(仮称) 中間会計基準等として新たに開発することが考えられるがどうか。
 - (1) 特定事業会社以外の上場会社等
 - (2) 特定事業会社以外の上場会社が上場会社等の制度を適用する場合
10. 前項の方針を採用した場合には、中間財務諸表について企業の事業又は適用方法の

⁶ 別紙参照

選択に応じて2つの会計基準等が併存することとなるため、それぞれの会計基準等の適用範囲を明確化する必要があると考えられる。当該適用範囲は、内閣府令等の改正と整合的に定める必要があるため、内閣府令案等の公表後に文案を検討することでどうか。

(仮称) 中間会計基準等の検討方針

11. 本資料の第4項に記載のとおり、(仮称) 中間会計基準等の適用対象となる半期報告書については、現行の第2 四半期報告書と同程度の記載内容とする方針が示され、2024年4月1日が改正法案の施行日とされている(改正法案附則第3条第1項)。改正法案において現行の第2 四半期報告書と同程度の記載内容が想定され、早期の基準開発へのニーズがあることを踏まえると、原則として四半期会計基準等における第2 四半期の会計処理及び開示の取扱いを踏襲し、四半期会計期間等の用語を中間会計期間等に置き換えることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

以下の事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

- 本資料第4項から第7項に記載した改正法案の概要及び事務局の分析
- 本資料第8項から第10項に記載した(仮称) 中間会計基準等の適用範囲に関する事務局の提案
- 本資料第11項に記載した(仮称) 中間会計基準等の検討方針に関する事務局の提案

以上

別紙：金融商品取引法等の一部を改正する法律案要綱⁷

我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務の規定の整備、顧客等への契約締結前の説明義務等に係る規定の整備、インターネットを用いてファンド形態で出資を募り企業等に貸し付ける仕組みを取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法等の一部を改正することとする。

一 金融商品取引法の一部改正（第1条関係）

1. 有価証券とみなされる権利の範囲の見直し

不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）に基づく権利を、有価証券とみなされる権利の定義に含めることとする。

（金融商品取引法第2条関係）

2. 四半期報告書制度廃止

(1) 上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし（四半期報告書制度の廃止）、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除することとする。

（金融商品取引法第5条、第24条、第24条の4の7、第24条の4の8、第24条の5、第25条、第27条、第27条の30の2、第27条の30の6、第57条の2、第166条関係）

(2) 参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書（これらの訂正書類も含む。）の公衆縦覧期間を5年に延長することとする。（金融商品取引法第25条関係）

以 上

⁷ 当該要綱は、金融庁が国会審議の参考用として作成したものである。本資料では、当該要綱の一部を抜粋し記載している。